

令和5年6月28日

**「一度に体質を改善し、追加費用は不要」などとダイエット希望者を勧誘し、  
痩身効果をうたうお茶等を次々販売する事業者に関する注意喚起**

令和3年9月以降、SNS等の広告を経由して「永遠にリバウンドしません」、「一度に体質を改善し、追加費用は不要」などのLINEメッセージによる勧誘により、痩身効果をうたうお茶、錠剤等（以下「本件製品」といいます。）を購入したが、実際には、「体質改善には追加料金は一切ありません。しかし、脂肪を溶かすことと体質を改善することは別で、別料金が必要」、「脂肪を溶かして体外に排出すると体重は毎日0.4~0.6キロの速度で低下する」などとして、次々と本件製品を追加購入させられたなどという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、LINEのアカウント名として、「ビューティーカイロ●●」、「食育健康アドバイザー」、「オンラインダイエット指導 - 廣瀬●●」、「体質改善ダイエット - 上嶋●●」、「吉沢●●」及び「佐藤●●」（以下これらを併せて「本件6アカウント」といいます。）を使用していた事業者が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知及び断定的判断の提供）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

**1. 事業者の概要等**

**(1) 本件6アカウントを使用していた事業者が名乗っていた名前**

本件6アカウントを使用していた事業者が消費者に名乗っていた名前は下表のとおりです。

No.	アカウント名	消費者に名乗っていた名前
1	ビューティーカイロ●●	岩井 ●● 野村 ●●
2	食育健康アドバイザー	ドー ●●
3	オンラインダイエット指導 - 廣瀬●●	廣瀬 ●●
4	体質改善ダイエット - 上嶋●●	上嶋 ●●
5	吉沢●●	吉沢 ●●
6	佐藤●●	佐藤 ●●

注1 「●●」部分には、「名前や名称」が入っていました。

注2 本件6アカウントを使用していた事業者の実体は不明です。

注3 同名の別事業者や同名のLINEアカウントを使用する別事業者等と間違えないように御注意ください。

## (2) 本件製品を発送していた事業者

本件製品を発送していた事業者（以下「発送会社」といいます。）の概要は下表のとおりです。発送会社は、消費者への本件製品の発送、代金の回収のほか、消費者との連絡窓口等をしていました。

No.	事業者名	所在地
1	聖華国際株式会社 (代表取締役：楊 淑 姫、 法人番号：1013301027949)	【登記上の本店】 千葉県柏市藤ヶ谷1780番地16-201
2	合同会社ホームワン (代表社員：グエン・ヴァン・シン、 法人番号：1010403026821)	【登記上の本店】 東京都町田市相原町2828-6 サンアベニュー相原105 【発送元住所】 ・千葉県大網白里市清名幸谷931 ・大阪府大阪市淀川区東三国3-9-13 ユニライフ3号棟120号
3	ADO合同会社 (代表社員：李 宗 善、 法人番号：2260003003146)	【登記上の本店】 埼玉県川口市西川口一丁目30番20-612号 【発送元住所】 ・千葉県大網白里市清名幸谷931 ・大阪府大阪市淀川区東三国3-9-13 ユニライフ3号棟120号
4	敏金商事株式会社 (代表取締役：李 宗 善、 法人番号：8011801039755)	【登記上の本店】 埼玉県川口市西川口一丁目30番20-201号 【発送元住所】 ・大阪府大阪市淀川区東三国3-9-13 ユニライフ3号棟120号

注1 上表の「【発送元住所】」以外の内容は、商業登記されている内容です（令和5年6月5日時点のものです）。

注2 同名の別事業者と間違えないように御注意ください。

## (3) 本件製品の概要

消費者に送付された本件製品には、「お茶」、「錠剤」、「コーヒー」、「ミルクティー」といった食品のほか、「足裏シート」、「オイル」等の食品以外の物が含まれていました。また、本件製品の中には箱表面に「森田日本生命科学研究所株式会社」と表記されているものがありましたが、当該事業者と本件6アカウントを使用していた事業者や発送会社との関連は不明です。

## 2. 具体的な事例の内容

本件6アカウントを使用していた事業者による本件製品の勧誘・販売の手口は次のとおりです。

### (1) SNS等の広告からLINEのチャットに誘導します。

消費者がスマホを使用してSNSやインターネットを閲覧していると、ダイエットに関する広告が表示されます（別紙1）。

当該広告から、詳細な情報を得るには、LINEの友だち追加を促され、消費者

が当該アカウントを友だち追加するとすぐに、本件6アカウントを使用していた事業者から、ダイエットのカウンセリングと称するLINEメッセージが送信されてきます（別紙2）。

また、本件6アカウントを使用していた事業者は、消費者に対して、自身のことをLINEメッセージ内で前記1(1)の表の「消費者に名乗っていた名前」欄記載の名前で名乗っていました。

(2) LINEメッセージで本件製品の購入を勧誘してきます（別紙2）。

本件6アカウントを使用していた事業者は、消費者の身長、体重等を聞いた上で、消費者の身体の状態に合わせてダイエットプランを作るなどしつつ、販売する本件製品の内容等について具体的に説明しないまま、

- ・「永遠にリバウンドしません」
- ・「あなたの都合で8～15キロ痩せることができます」
- ・「体質を改善した後、毎日0.3～0.8kgの減量ができます」
- ・「このダイエットはあなたの食事を制限せず、運動も必要ありません」
- ・「ダイエット期間は58日となります」

などと説明しながら勧誘を行っていました<sup>1</sup>。

また、本件製品の価格は、5～8万円程度と高額であり、消費者からの追加費用が必要なのかとの質問に対しては、

- ・「一度に体質を改善し、追加費用は不要」
- ・「別途料金はかかりません！」

などと説明していました。

消費者が、本件6アカウントを使用していた事業者からの勧誘を受け、本件製品を購入する旨を伝えると、代金の支払方法は「代金引換」となると伝えてきます。

(3) 本件製品の追加購入を勧誘してきます（別紙2）。

本件6アカウントを使用していた事業者は、消費者に対し、発送会社から代金引換配達で届いた本件製品（別紙3）を撮影した画像をLINEで送るように依頼し、消費者にダイエットプランに基づくとする摂取等を開始させますが、摂取等からわずか数日後には、脂肪を溶かす必要があるなどと本件製品を追加購入するように勧誘してきます。

本件製品を追加購入する価格は、17～23万円程度と、当初購入した価格よりも更に高額なものでした。

消費者が、本件製品の当初の勧誘時、追加費用が掛からない旨の説明を受けたことや、事前に追加費用について説明が一切なかったことを伝えると、本件6アカウントを使用していた事業者は、

- ・「体質改善には追加料金は一切ありません。しかし、脂肪を溶かすことと体質を改善することは別で、別料金が必要」
- ・「改善成分と溶脂成分が違いますので」

<sup>1</sup> 日本語の言い回しなどに違和感がある場合がありますが、原文のまま記載しています。以下同じです。

- ・「脂肪を溶かして体外に排出すると体重は毎日 0.4～0.6 キロの速度で低下する」
- ・「体質を改善する製品をずっと服用していれば。あなたの細胞粒はますます大きくなります。これでは脂肪が溶けないので、水分や熱をより多く吸収する可能性があります。体重が上がり、脂肪が硬くなります。その時は脂肪を溶かすのが難しいです」
- ・「簡単なダイエットで痩せてもリバウンドします。内から外へ体質を改善する問題だけだ。痩せやすい体質になってこそ、本当のダイエットができる。リバウンドしません」

などと、痩身効果を得るためには最初に届いた製品（体質改善をうたう製品）ではない製品（脂肪溶解をうたう製品）を追加購入する必要があると説明していました。

さらに、本件製品を追加購入した消費者に対しては、痩身効果を得るためには、体内の溶けた脂肪を排出する必要があるなどと、更に高額で本件製品（脂肪排出をうたう製品）を追加購入するよう勧誘していました。

このように、本件6アカウントを使用していた事業者は、消費者に対し、当初は、「追加費用は不要」と勧誘しながらも、実際には、次に「脂肪溶解」、さらに「脂肪排出」と称して、次々と本件製品の購入の勧誘を行っていました。

(4) **返品・返金に応じないことがあります**（別紙2）。

消費者が、実際には痩せられなかったことや事前に説明が一切なかった追加購入の勧誘を受けたことなどから、返品・返金を求めても、本件製品は消費者の「都合で調合」しており、「他の人は服用できない」などとして、返品・返金に応じないことがありました。

### 3. **消費者庁が確認した事実**

(1) **不実告知**

本件6アカウントを使用していた事業者は、本件製品を販売するに当たり、LINE メッセージにおいて、前記2(2)のとおり、あたかも、本件製品を一度購入し、数十日間摂取等すれば追加費用を支払うことなく痩身効果が得られるかのように消費者を勧誘していましたが、実際には、前記2(3)のとおり、痩身効果を得るためには本件製品を追加購入する必要があるとして、消費者に追加費用を支払わせていました。

(2) **断定的判断の提供**

本件6アカウントを使用していた事業者は、本件製品を販売するに当たり、LINE メッセージにおいて、前記2(2)のとおり、永遠にリバウンドしない、ダイエット成功後もリバウンドする心配はないなどと得られた減量効果が維持されることが確実である旨説明して消費者を勧誘していましたが、体重の増減については個人の食生活、運動の状況等の事情に左右されるものであり、不確実なものでした。

## 4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

### ○ SNSのメリットとデメリットを認識し、正しく使いましょう

SNSは、コミュニケーションの場であったり、トレンド情報等が簡単に手に入る場であったりする反面、その使い方次第では、思わぬ被害に遭うケースがあります。

例えば、SNSのアカウント名は、実在する事業者名が無断で使用されることがあるほか、アカウント名の変更も容易ですので、本件6アカウント以外のアカウント名にも注意が必要です。実在の人物や企業の名前を騙った偽アカウントや架空アカウントによる言葉巧みな嘘のメッセージを信じることで、金銭的被害や個人情報流出等の被害に遭う場合があります。

アカウント名が実在する事業者名であっても安心せず、実在の事業者と取扱品目は同じか、事業者のウェブサイトから登録できるSNSアカウントとアイコン画像が同じかなどを慎重に確認するようにしましょう。また、SNSでの一対一のやり取りでは、相手のペースに流されずに、疑問があれば質問し、時にはキッパリと断ったりブロックしたりすることも必要です。

### ○ 食品を購入する際、SNS等を通じてのやり取り等で不審な点があると感じた場合は、購入することに慎重になりましょう

本件製品を摂取した消費者の中には、本件製品を摂取した時期に下痢等の症状が出たという事例が確認されています。食品は、摂取することで健康を害するおそれもあることから、SNSを通じて食品を購入する際は特に注意が必要です。

SNSを通じて、食品の購入に関する勧誘を受けた際、相手方とのやり取りにおいて以下に該当する事項がある場合は、購入することに慎重になりましょう。

- ・相手方の実体、素性が不明であること  
(SNS上では、実在の人物や企業の名前を騙った偽アカウントや架空アカウントが存在し、必ずしも相手方の実体が判然としないことがあります。)
- ・「永遠にリバウンドしません」等と確証が持てないはずの事項について断定的な説明をしていること
- ・「食事制限や運動は不要」、「あなたの都合で〇キロ痩せることができる」といったように、簡単に痩身効果が得られるかのような説明をしていること
- ・原材料が不明であること

### ○ 被害に遭ったらあきらめずにすぐに「188(いやや!）」へ電話してみましょう

消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	「スマホで簡単 月収 100 万円」、「定型文を送信した分だけ報酬発生」などとうたう副業のマニュアルを購入させ、ライブ配信希望者のエージェントになるためとして高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起（令和4年11月17日）	<a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/030975/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/030975/</a>
消費者庁	1日の作業時間が10分程度の簡単な作業で稼ぐ事ができるなどと勧誘し副業のガイドブックを消費者に購入させ、その後、電話勧誘により高額なサポートプランを契約させる事業者に関する注意喚起（令和4年9月15日）	<a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/030231/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/030231/</a>
消費者庁	健康食品 （最終更新：令和4年9月5日）	<a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/health_food/">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/health_food/</a>
消費者庁	フリーマーケットサイトにおける健康食品の偽物の販売に関する注意喚起（令和3年7月21日）	<a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/024942/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/024942/</a>
独立行政法人国民生活センター	インターネットで購入した「ダイエット商品」を試したが、まったく効果がない（令和2年6月23日）	<a href="https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2020_03.html">https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2020_03.html</a>

**相談窓口のご案内**

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）  
電話番号 **188（いやや！）**
- ◆ 警察相談専用電話  
電話番号 **#9110**

公表内容に関する問合せ先  
消費者庁 消費者政策課財産被害対策室  
TEL:03-3507-9187

SNS 等の広告の例

きれいなスタイルになるのは  
難しいことではない

BMI高め※  
太りやすい体質!

自分の体をどのように見たいかは、自分で決めることなのです

体重を落とすだけでバストは減らない

減量・脂肪落とし・カラダづくり

LINE 先生のLINEを追加します



自分は肥満のせいで高血圧症に掛かっています。同じ境遇の方はいますか？毎日食にも注意する必要がありお酒も飲めません。会社でも同僚に裏で笑われてるのは知っています。全てを変えたいと言う一心で3カ月前、先生にダイエットの相談をしました。1カ月の相談を終え先生を信用してみようと決意し、先生の方法でダイエットを始めました。2か月でなんと20キロも痩せました。本当に信じられません。ダイエットしたい方がいたら、ダイエットは早目に始めた方が良くと思います。



LINE 先生のLINEを追加します

した。先生の方法でダイエットを始めて、運動や食事制限もしないで70日で18キロも痩せました！現在もまだダイエットは続けています。60キロが目標です！ダイエットしたいと思うなら先生とLineでフレンド登録（ID：[REDACTED]）してわたしと一緒にダイエット、頑張りましょう！















\*個人体質に違うがあるため、減量効果の

LINE 先生のLINEを追加します



本件6アカウントからのLINE メッセージ例（抜粋）

 ビューティーカイロ	 食育健康アドバイザー	 体質改善ダイエット-上嶋	 オンラインダイエット指導-廣瀬	 吉沢	 佐藤
--	---	---	--	--	---

勧誘場面	LINE メッセージ
<p>初回購入の勧誘</p>	<div data-bbox="566 638 1093 1153"> <p> 始めましてこんにちは、お客様のために、ダイエットプランを作りたいと思いますので、貴方様のお身体の状態を教えてくださいませんか？ 身長、体重、年齢、性別、出産、教えてくださいたく、宜しくお願い致します。</p> <p> カウンセリングは無料で、ダイエットは有料です。私はあなたの状況に合わせて、あなたに合ったダイエット計画を立てます。だから私はあなたの体の状況を理解してこそ、あなたに最適なダイエット計画を立てることが出来ます。後でダイエットに必要な価格を計算してあげます。宜しくお願い致します</p> </div> <div data-bbox="582 1176 1077 1332"> <p>あなたの都合で8～15キロ痩せることができます 一度に体質を改善し、追加費用は不要</p> </div> <div data-bbox="391 1377 813 1691"> <p> 一度に体質を改善し、内部環境を改善し、体内のゴミ毒素を徹底的に除去することができます。別途料金はかかりません！ このように痩せると永遠にリバウンドしません</p> </div> <div data-bbox="391 1747 813 1982"> <p> はい でも、一度お金をかけるだけで、体質が改善されるのは価値があります。他の無駄な製品に時間とお金を浪費するより、一度に徹底的に痩せるほうがいい</p> </div> <div data-bbox="837 1355 1260 1803"> <p> お客様のお体の状況から2つの体質改善のプランをお立てしました。費用とダイエット期間は違ってきます。 A:標準タイプ：価格78800円。体質改善と同時に完璧なスタイルを築き上げ、美白、美肌効果が有りお肌を引き締めます。脾臓機能強化、湿気駆除、腸機能強化、排便改善、五臓六腑の機能を全て改善。ダイエット期間は58日となります。 B:普通タイプ：価格66800円。体質改善、脾臓機能強化、湿気駆除、腸機能強化、排便改善効果がございませす。ダイエット期間は75日となります。</p> </div> <div data-bbox="837 1814 1260 1982"> <p> お客様の状況は常にフォローし記録させて頂きます。理想の体重に至るまで一緒に頑張りましょう。58日で痩せたいですか？それとも75日ですか？</p> </div>



追加購入の  
勧誘



前にも言いましたが、追加料金がないことは一度に体質を改善することであり、体質改善には追加料金は一切ありません。  
しかし、脂肪を溶かすことと体質を改善することは別で、別料金が必要で、どのお客様もそうです。



減量の脂肪溶解の製品について、上品と普通の二種類がございます。どちらになさいますか。

の脂肪溶解成分について：

①高効率型：脂肪溶解効果が比較的に目立ち、皮下の余った脂肪を含めた体内の脂肪がうまく溶解されます。完全に溶解されたらスタイルが大きく変われると思います。

②普通型：脂肪溶解効果は、高効率型に比べたらやや弱いですが、理想的な体重に至ります。スタイル改善の面では、高効率型の効果に至るのも難しいです。

値段についてご紹介しますね。高効率型は216000円で、普通型は186000円になります。

どちらのプランを選びたいですか？



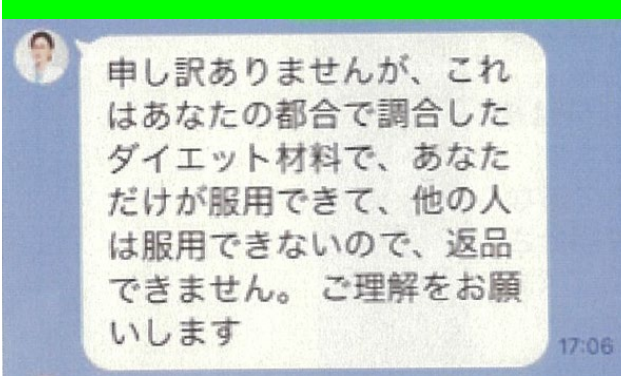
はい、改善成分と溶脂成分が違いますので。

午後8:47



私はあなたがお金を稼ぐのも容易ではないことを知っていますが、私はあなたが理想の体重に達することを望んでいます。痩せやすい体質を改善しました。今から体脂肪を溶かし、排出すると元気に痩せてリバウンドしません。その時になったら、あなたはとても嬉しいです

午後8:50

<p>更なる追加購入の勧誘</p>	<p>脂肪の排出成分は何種類か違っていています。違いも大きいです。具体的な違いを説明します。</p> <p>濃度1.5の排脂成分：排脂効果なら溶解した脂肪しか出ませんが、脂肪が出て体重が出るのと同じくらいに減量もできます。</p> <p>濃度1.8の排脂成分：排脂効果が強く、余分な脂肪を排出することができます。体内脂肪はもちろん、血中のガラクトキシンもよく排出されます。</p> <p>濃度2.3の排脂成分：脂肪酸がきれいに排出され、腸に余分な脂肪がたまりません。血液中、体内の器官などの不純物や毒素をよく排出します。肌にも良いし、脂肪が抜けたら肌の体型も健康もスタイルも良くなります。</p>	<div data-bbox="863 857 1270 1189" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>濃度1.5の費用は446230円になります。</p> <p>濃度1.8の費用は503220円になります。</p> <p>濃度2.3の費用は553670円になります。</p> </div>
<p>消費者が返品・返金を希望した場合</p>		

本件製品の例

